

軽油引取税免税証(農業用)の交付申請について

- 農業用機械に使用する軽油の免税証交付申請の集合受付を行います。
- 各地域の受付日程は次のとおりです。交付を希望する方は、必要書類を準備の上、下記の受付日に申請してください。お住まいの地域の受付に都合が付かない場合は、他の地域の会場でも申請することができます。
- 県税事務所支所窓口での受付は、平成28年2月3日から行いますが、その場合、集合受付を行った方よりも免税証の交付が遅くなりますので、できるだけ下記会場で申請手続きを行ってください。
- 下記地域以外の受付日程については、県税事務所までお問い合わせください。

●受付日程

地 域	期 日	時 間	会 場
旧 能 代 市	平成28年2月1日(月)	10:00～11:30	県山本地域振興局 3F 大会議室
	平成28年2月2日(火)	13:00～15:30	
旧二ツ井町 藤里町	平成28年1月12日(火)	10:00～11:30	能代市二ツ井町庁舎 大会議室
		13:00～15:30	

●必要書類一覧表

区分	使免 用税 者軽 証油	証機 械 明の 購 書入	交使免 付用税 申者軽 書証油	誓 約 書	秋 田 県 証 紙 (400円)	申免 税 証 交 書付	耕交農 作付業 証明す 書る会 が	係引免 る取税 報等軽 告油の 書に	又は購 入証 明書	軽油の 納品 書	前年 購入 した	印 鑑	免未 税使 用 証の
新規		○	○	○	○	○	○					○	
更新	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
継続	○					○	○	○	○	○	○	○	○
書換	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○

※注意

- ① 当日は大変混み合うことが予想されますので、必ず申請書に記入しておこし下さい。原則として、受付は記入された方から行います。申請書用紙の無い方は下記お問い合わせ先に連絡して下さい。
- ② 平成28年の耕作期間中に使用者証(厚紙)の有効期間が到来する場合は更新申請が必要です。
- ③ 秋田県証紙(400円分)は免税証交付時にいただきます。
- ④ 共同申請で、使用者が加わる場合は新規申請、使用者が脱退等する場合は書換申請が必要になります。なお、印鑑と耕作証明書は全員のものが必要になります。

【お問い合わせ先】 秋田県総合県税事務所 課税第二課 住所 秋田市山王4-1-2 TEL 018-860-3341
秋田県総合県税事務所 山本支所 住所 能代市御指南町1-10 TEL 0185-52-6201

「キャッチフレーズ」募集

2 応募方法

応募用紙にご記入の上、持参またはFAXで応募下さい。

FAX番号 018-888-1184

下記事項をご記入ください。

- ① キャッチフレーズ(最大20文字程度)
- ② キャッチフレーズ読み仮名
- ③ キャッチフレーズに込めた想い(理由)
- ④ 氏名 ⑤ 年齢 ⑥ 性別 ⑦ 住所
- ⑧ 電話番号 ⑨ 職業
- ⑩ この募集を知った経過

メールアドレス: kouhou@ja-akita.or.jp

〒010-0976 秋田市八橋南2丁目10-16 JA秋田中央会 「キャッチフレーズ募集」係

ホームページからも応募用紙をダウンロードできます。
<http://www.ja-akita.or.jp>

※一人何回でも応募いただけますが、1回の応募につきキャッチフレーズは1つまでとさせていただきます。
※入賞された場合は氏名、住所(市町村)を公表させていただきます。

1 募集期間

11月27日(金)～1月31日(日) ※当日消印有効

3 決定

発表: 2月下旬
(HP、月刊かけはし、日本農業新聞等にて)

最優秀賞(1点) Ntour旅行券(3万円相当)
優秀賞(3点) 県産農畜産物(5千円相当)を差上げます。

4 お問合せ

JA秋田中央会 農政広報課
☎018-864-2141

詳細はこちら▶

JA秋田中央会

検索

